

# 文京区空家等対策審議会条例

## ○文京区空家等対策審議会条例

平成二十九年三月七日

条例第七号

### (設置)

第一条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十七号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する空家等(以下「空家等」という。)に関する施策の推進を図るため、区長の附属機関として、文京区空家等対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第二条 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- 一 法第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- 二 その他空家等に関する施策の実施に関すること。

### (組織)

第三条 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員をもって組織する。

- 一 法務、不動産、建築等に関する学識経験者又は専門的知識を有する者 六人以内
- 二 関係行政機関の職員 三人以内
- 三 区民 五人以内

2 委員の任期は、二年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (臨時委員)

第四条 特別の事項を審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、区長が任命し、又は委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議期間とする。

### (会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第六条 審議会は、区長が招集する。

## 文京区空家等対策審議会条例

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第七条 審議会は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し必要とする資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第八条 審議会は、公開とする。ただし、会長が特に支障があると認めたときは、この限りでない。

(部会)

第九条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。